

可能性としての〈疑い〉

宮 崎 和 人

1. はじめに

「明日は雨が降る可能性がある」は可能性を述べた文であり、「明日は雨が降るだろう」は推量を述べた文である。従来、両者の違いは、主観性・客観性の観点あるいは命題とモダリティーの区分にもとづいて説明されてきた。つまり、「～可能性がある」は客観的な表現であり、「～だろう」は主観的な表現であるとする。その根拠として、前者は、「～可能性があった」「～可能性はない」のように、過去や否定の形になるが、後者はそうではないという事実がある。また、モダリティーを主観性の表現や発話時の話し手の心的態度と規定する主流派の立場においては、「～だろう」のような主観的な表現はモダリティーの表現として積極的に取り上げられるが、「～可能性がある」のような客観的な表現は命題の要素とみなされ、モダリティーの研究では取り上げられないか、周辺的なものとして扱われるのがふつうである。

筆者は、文の対象的な内容と現実との関係づけというモダリティーの規定を採用している。そして、このように規定することによって、従来の主流派の議論とは次の二点において前提や方法が異なってくる。一つは、モダリティーには主観的なものも客観的なものもあるとみることになる。文の対象的な内容と現実との関係は、主観的にも客観的にも表現できるからである。もう一つは、モダリティーとテンポラリティーや時間的限定性といった文の時間的な意味の側面との相関性の追求がモダリティーの研究の中心的な課題となるということである。一時的か恒常的か、一時的であれば過去か現在か未来か、ということが、文の対象的な内容と現実との関係づけ、つまりモダリティーに直接関係するからである(過去の動作の命令はありえず、未来の事象の体験もありえない)。これらのカテゴリーは、原理的に、切り離して扱うことができないのである。

本稿で取り上げられるのは、従来モダリティーの研究ではまったく取り上げられたことがないといってよい、「～疑いがある」という組み立て形式である(特に、動詞と組み合わせるものを対象とする)。これが可能性を表す客観的モダリティーの形式であることを、その意味と文法を記述することを通して、明らかにしたい。

2. 「疑う」「疑い」の語彙的な意味について

「～疑いがある」の構成要素である「疑い」は、動詞「疑う」から派生した名詞である。ここでは、その語彙的な意味について検討しておく。その指針を得るために、『明鏡国語辞典』の「疑う」と「疑い」の項目の意味記述を参照する。

うたが・う【疑う】

- ①一定の事柄（特に、真理とされる事柄）について、それが事実と違うのではないかと、間違っているのではないかと思う。疑問に思う。「医学の常識を一」「神の存在を一」「夢ではないかと自分の目を一（＝現実とは思えない出来事などをいう）」「私は彼女こそ最高の歌手だと信じて一・わない（＝確信している）」「この子は人を一事を知らない」
- ②物事が思わくどおりにいかないのではないかと思う。疑問視する。危ぶむ。「実験の成功を一」「期日までの完成を一」
- ③物事を悪いほうに考えて、そうではないかと思う。「好意の裏に下心が隠されていると一」「警察は第一発見者を一・っている」
- ④人の美質などについて、それを持っていないのではないかと思う。「君は僕の誠意を一のか」「いい加減なことを言っていると見識を一・われるよ」

うたがい【疑い】

- ①事実や思わくどおりののではないかと思うこと。不審感。疑念。「報告に一を抱く」
- ②悪い物事があるのではないかと思うこと。「殺人の一がある」「一が晴れる」「一が目で見える」

『明鏡国語辞典』の語釈には、すべての項目で「～ではないかと思う」といういいまわしが使われている^(注1)。つまり、「疑う」「疑い」は、「～ではないか」という誰かの疑念を表しているのである。これは動詞の「疑う」にとっては当然のことともいえる。「疑う」には、必ず疑う主体が存在するのである。「疑う」が名詞化され、「疑い」になると、「～ではないかと思うこと」となり、疑念は対象化される。「疑いが晴れる」や「殺人の疑いがある」の「疑い」は「容疑」の意味になっているが、疑う主体が完全に消え去るわけではない。「疑いが晴れる」では、それまで疑っていた人たちがいるわけであり、「殺人の疑いがある」では、警察が容疑をかけているのである。ただし、疑う主体は背景化している。それが消え去ったところに「可能性」を表す道が開けているのであろう。

ここでは、「疑う」「疑い」の意味を、英語の“I doubt that he stole it.”（彼が盗んだとは思わない）と“I suspect that he stole it.”（彼が盗んだのではないかと思う）になぞらえて、doubtの系列とsuspectの系列に二分しておく。「疑う」の①②④と「疑い」の①はdoubtの系列、「疑う」の③と「疑い」の②はsuspectの系列である。そして、「可能性」の表現につらなるのは後者である。

3. 「～疑いがある」の意味的・文法的な特徴

3.1 評価的な意味

「～可能性がある」と「～疑いがある」とは類義であり、「法律に違反している {可能性／疑い}

がある」のように、両者は置き換えられる場合がある。しかし、「～疑いがある」には、「～可能性がある」にはない、次のような意味特徴がある。

「～疑いがある」といえば、その可能性があると考えられているできごととは、例外なく、「悪事」である。ここでいう「悪事」とは、犯罪や違法行為だけではない。当事者や社会にとってダメージとなる事故や災難が幅広く含まれる。以下、朝日新聞朝刊から収集した用例の一部を「悪事」の種類別に挙げておく。

〈犯罪や違法行為〉

- ・これまでの調べでKは、一昨年2月に豊島区巢鴨1丁目の山手線巢鴨駅近くの国鉄所有地約500平方メートルが、国鉄から国鉄出資の山手開発を通じて日本栄養食品研究所に払い下げられるという文書を偽造して、Fから手付金として1500万円をだまし取っていた疑いがある。(1986年1月16日)
- ・公取委によると、マイクロソフト日本法人は、同社のウィンドウズ95などの基本ソフトを採用しているパソコンメーカーに対し、同社のワープロソフト「ワード」や表計算ソフト「エクセル」を組み込んで出荷する場合には、他社の製品であるワープロソフト「一太郎」、表計算ソフト「ロータス1-2-3」を同時に搭載しないことを要求。さらに、「ワード」と「エクセル」をセットでしか販売しないとの条件をつけることで、パソコンメーカーが例えば「一太郎」と「エクセル」を組み合わせて製品に搭載することを妨害した疑いがある。事実とすれば、独占禁止法が禁止している「排他条件付き取引」にあたる。(1998年1月14日)
- ・同教習所の和歌山、大阪両センタで、クレーンなどを運転するのに必要な技能講習の修了証を約5400人に不正に交付した疑いがある。一方、和歌山労働局は同日、元所長と元和歌山センタ副所長(51)を労働安全衛生法違反の疑いで和歌山地検に書類送検した。(2003年9月9日)

〈過失〉

- ・広尾病院では二月、整形外科病棟に入院していたリウマチ患者が、点滴直後に急死した。血液の凝固を防ぐ薬を使うはずだったのに、別の患者用の消毒薬を注入した疑いがある。薬剤の取り違えは、ナースステーション横の処置室で、看護婦が凝固阻止剤の注射器と、消毒薬の注射器を処置台に一緒に置いた時に起きた可能性がある。(1999年5月1日)
- ・一九九〇年代に入り、加工乳が市場に占める割合が増えてきた。カルシウム強化や低脂肪などで消費意欲を刺激しようと、各乳業メーカーが競い合った。雪印の大阪工場では、残乳を再利用する際、汚染された仮設ホースを別のタンクにつないでしまい、汚染を拡大させた疑いがある。「加工作業が食中毒の危険性を増大させた」との指摘は業界内外にある。(2000年7月9日)
- ・ビル内に一つしかない階段は、狭いうえに、一部に多数のロッカーが置かれていた。避難の際の障害となった疑いがある。(2001年9月2日)

〈違法な状態〉

- ・都市銀行の行員が無給で超過勤務をする、いわゆる「サービス残業」をしていたことが明るみに出た。東京労働基準局の調査によるもので、労働基準法に違反している疑いがある。(1992年1月30日)
- ・市職員が流出に関与したとすると、地方公務員法(守秘義務)に触れる疑いがある。(2003年10月22日)

〈不適切な手法・しくみ〉

- ・売上税収額は、大平内閣の一般消費税の試算と大きな差があり、政府が過少に発表している疑いがある。算定根拠を示せ。(1987年2月4日)
- ・本来、年金の受託機関は、受託した年金資産と自身の資産とを別々に管理する義務がある。だが、今回の事件では、元行員は年金資産を無断売却した可能性が強まっており、ずさんな管理体制になっていた疑いがある。(1995年10月14日)

- ・ドラフト改革を口にする前に、コミッショナーは事実関係を詳細に調査する責任があるのではないだろうか。当事者が認める「球団経営を圧迫するほどの裏金」の存在は、脱税も含めた脱法行為の温床になっている疑いがある。(2001年4月10日)

〈社会的に深刻な状況〉

- ・米空母から水爆を積んだ艦載機が沖縄近海で水没していたことが判明。起爆用のプルトニウムが漏れた疑いがある。(1989年8月11日)
- ・半年間で100人を超えるMRSA感染者が出た疑いがある。(1992年12月16日)
- ・政府、日銀は「景気は緩やかに回復している」というが、消費税率引き上げの影響が重く、むしろ後退局面に入っている疑いがある。自動車などが急速に在庫が積み上がってきていることがいい例だ。(1997年9月9日)

〈病気やけが〉

- ・こぶ平さんは助手席に乗っていて顔や足などにけが、左足骨折の疑いもある。堤さんも鼻の骨が折れている疑いがある。(1988年7月31日)
- ・関係者によると、この女性は3月末から発熱し、仕事を休んでいた。3月中、市内の病院へ見舞いにかよっていたことがあり、院内で感染した疑いがある。夫と父親も感染しているという。(2003年4月10日)
- ・フェデラーは試合中に靴を脱いでトレーナーから治療を受けるなど足を痛めた疑いがある。(2007年3月13日)

「～疑いがある」のこのような意味特徴は、suspect系列の「疑う」からそのまま引き継がれたものである。「～可能性はある」と「～疑いがある」の違いとしては、そうした評価的な意味の有無をまず指摘できる。可能性表現に何らかの評価の意味がともなうことは、めずらしいことではなく、「～恐れがある」「～かねない」「ありえない」などにも指摘できる(注2)。これらはいずれも、否定的な評価を含んでいる。

3.2 「疑い」と組み合わさる動詞のテンス

以下、可能性表現としての「～疑いがある」の文法的な特徴について、特にテンスとみとめかたを中心に、新聞記事の調査にもとづいて記述していくことにする。

調査のための用例は、朝日新聞記事データベースを利用して収集した。検索文字列は「疑いがある。」(ただし、「の疑いがある。」は排除した)で、1984年～2010年(ただし、1984年には用例がなかった)・朝刊・本文・本紙・東京発行という条件を指定して検索を行った。次に、収集した用例から、「信用性に疑いがある」のような「疑い」がかざりをともなわない例や「容疑の一つに、～した疑いがある」のような存在文の構造を残した例を除いたうえで、動詞等の形態の発行年別の頻度を数えた。次に示すのは、それを表にしたものである。最終行には、過去形の割合を示してある。

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
する	0	4	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2
している	2	0	2	2	0	0	1	2	1	0	1	0	4
した	2	1	0	1	1	2	2	4	0	1	1	4	4
したりした	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
するなどした	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
しようとした	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
しようとするなどした	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
していた	0	1	1	1	1	1	2	0	0	1	3	0	2
していたりした	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
しようとしていた	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
してしまった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
してきた	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~だった	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
しない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
しなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
していなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	4	6	3	4	2	3	6	6	5	3	5	5	13
過去形の割合	0.500	0.333	0.333	0.500	1.000	1.000	0.667	0.667	0.400	1.000	0.800	1.000	0.538
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
する	2	0	0	0	1	4	2	1	1	2	0	2	0
している	1	0	2	1	2	2	0	1	1	1	1	1	2
した	3	6	2	8	11	7	6	3	12	11	86	252	241
したりした	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0
するなどした	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	4
しようとした	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	10	4
しようとするなどした	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
していた	1	0	2	0	4	1	3	2	5	9	7	19	15
していたりした	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
しようとしていた	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
してしまった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
してきた	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
~だった	0	2	0	0	0	1	1	0	0	1	0	3	3
しない	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
しなかった	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
していなかった	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
計	10	9	6	9	18	15	15	7	22	24	100	294	273
過去形の割合	0.600	1.000	0.667	0.889	0.833	0.600	0.867	0.714	0.909	0.875	0.990	0.986	0.993

この表をみてすぐに気づくことは、2008年以降、シタ形式を中心に用例が急増していることである。これには理由がある。2008年9月26日に「(Media Times Wide) 予断招かぬ事件報道は 裁判員制度導入に向け」という見出しの記事が掲載され、裁判員制度が翌年5月に始まるのに向け、どのような事件・裁判報道を目指すかということに関して、朝日新聞社としての考え方、基本的な姿勢、具体的な取り組み、表現方法が公表された。このうちの表現方法について、次のような説明がある。

情報の出所については、記者の倫理である「情報源の秘匿」に留意し、捜査当局側か弁護側か朝日新聞の独自取材かをできるだけ明らかにする表現方法を模索している。「調べでは〇〇の疑い」など定型に使ってきた表現は、〇〇部分が確定的事実の印象を与えるから、あくまで捜査当局の持っている容疑・証拠であると伝わる表現を目指す。

<これまでの表現>

〇〇署は25日、××容疑者を傷害致死容疑で逮捕した。調べによると、××容疑者は24日午後11時40分ごろ、〇〇の路上で、同居する内縁の夫の××さんの腹を包丁で刺し、死なせた疑い。容疑を認

めているという。

<朝日新聞が試行している書き方の一例>

〇〇署は25日、××容疑者を傷害致死容疑で逮捕したと発表した。同署によると、××容疑者は24日午後11時40分ごろ、〇〇の路上で、同居する内縁の夫の××さんの腹を包丁で刺し、死なせた疑いがある。容疑を認めている、と同署は説明している。

つまり、犯罪容疑を報道する際には、「～疑い。」のように名詞止めで表現していたのが、この年あたりから、「～疑いがある。」と表現するのが規範となったのである(その後、名詞止めの使用は減少している)。以後、朝日新聞では、「【捜査当局】によると、【被疑者】は【犯罪行為をした】疑いがある」がこの種の報道の定型となって、「～疑いがある」の中心的な用法として定着していく。このような表現方法は、それ以前にもみられるが、2008年以降は、「～疑いがある」の大部分がこの用法で使用されるようになるのである。このように、疑われている(容疑がかけられている)人物が主語(通常「～は」の形をとるが、省略されることもある)となるこの用法を、以下、「容疑用法」と呼ぶことにする。容疑用法の「～疑いがある」は「～可能性がある」には置き換えにくい。

では、容疑用法が中心になる前の、つまり2007年以前の「～疑いがある」のテンポラリティーに注目してみよう。2007年以前の用例の総数は200例であるが、まず、そのうちの肯定形・過去形の148例についてみる。

用例の半数以上は、次のような容疑用法である。新聞記事というテキストの性格上、犯罪がテーマになることが多いのは当然のことであろう。

- ・Bはユニティー社側に自分宛の架空の領収書を作らせたうえ、接待を受けていたほかの業者にも事実を隠すよう圧力をかけていた疑いがある。(1989年11月24日)

その一方で、犯罪を取り扱いながら、容疑用法とはやや異なるものがみられる。

- ・しかも、東京地検の捜査によると、地主などに対して住銀や系列の金融会社から貸し付けが行われ、結果的には同行からの「う回融資」が行われていた疑いがある。(1990年10月7日)
- ・政界工作に友部議員側が多額のカネを使ったと証言する共済組合の関係者は多い。東京地検や警視庁などの捜査当局の調べによると、友部議員の比例区名簿登載のため、約五億円が、政界工作費の名目で共済組合から支出された疑いがある。(1997年2月20日)

これらと容疑用法の違いは、受身文であることによって、主語が被疑者ではないということである。被疑者が背景化されることによって、被疑者に対する疑い=容疑が存在することを表す文から、悪事がなされた疑い=可能性が存在することを表す文に移行しているのである。実際、「～可能性がある」への置き換えは、容疑用法の場合よりもずっと自然である。

また、被疑者が主語になっていても、「～は」ではなく「～が」で示されているときは、可能性用法になる。

- ・墜落したとみられる大韓航空機事故では、日本人名の偽造旅券を持つ2人がかかわっていた疑いがある。国際協力で原因を究明すべきだ。政府はどう対応していくのか。(1987年12月3日)
- ・村井仁氏(自民) 野村、日興両証券が暴力団と取引をした事実関係は。また、東急電鉄株を野村証券が操作した疑いがある。(1991年7月26日)

犯罪を構成する事実であっても、意志動詞で犯罪行為を表現せず、無意志動詞や名詞述語で経緯を説明するような表現をとる場合も、可能性用法である。

- ・石川県珠洲市に関西電力が計画している珠洲原子力発電所の予定地付近の土地を清水建設など大手ゼネコンの関係会社を買収していた問題で、関電と清水建設が、同県の暴力団組長から、土地買収に協力した見返りとして約三十億円を要求されていたことが朝日新聞社の調べで分かった。関電と清水建設の担当者は数回にわたって組長と直接面会し、話し合っていたとされる。組長側の要求を過大と判断した両社は、清水建設の関係会社社長に交渉を依頼した。組長側に資金が実際に流れたかどうかは不明だが、関係会社社長に「交渉の報酬」として資金が渡った疑いがある。関電と清水建設は、組長の関与を全面否定している。(1999年10月31日)
- ・京都の医療法人「十全会」グループの二法人と三十二社が大坂国税局の一斉税務調査を受け、過去五年間で総額約二十億円の申告もれを指摘されていたことが一日わかった。関係会社と病院との取引を利用し、人件費や品物の納入価格などを経費として過大に計上する方法で、病院から会社側へ所得を移していたとみられ、大半がグループのオーナー一族へ流れていた疑いがある。大坂国税局はほぼ全額を悪質な所得隠しと認定、重加算税を含め法人税約十億円を追徴課税したとみられる。(1997年12月2日)
- ・住宅金融専門会社の大手・日本ハウジングローン(東京都中央区)の元副部長が大口融資先の不動産会社コリンズ(新宿区)のグループ会社から一億八千万円を借りていた問題で、コリンズ側が一九九一年十一月、一億八千万円の貸付先を元副部長から新潟市の不動産会社に変更したうえ、貸し倒れ損失として処理していたことがわかった。このつけ替えが行われる直前、元副部長の借金は日本ハウジングローン社内で発覚していたといい、貸付先を変更したのは、元副部長の借金を隠すために行ったコリンズ側の経理操作だった疑いがある。(1996年6月16日)

次に、数はさほど多くないが、犯罪以外のできごとを伝える記事における用例についてもみておこう。すべてが可能性用法であり、「～可能性がある」に置き換えられる。

- ・関係者によると、この女性は3月末から発熱し、仕事を休んでいた。3月中、市内の病院へ見舞いにかよっていたことがあり、院内で感染した疑いがある。夫と父親も感染しているという。(2003年4月10日)
- ・一方、今回の感染牛と同時期の01年8月にカナダから米国に輸入された81頭が、同じ肉骨粉を食べていた疑いがある。同省はこれらの牛の行方を追跡している。(2003年12月31日)
- ・警察によると、小学校の調理場にあるまきを使ったコンロが火元と見られ、昼の給食を調理中に出火した疑いがある。(2004年7月17日)
- ・都心で30度を超えた東京都では、品川区で建設作業中の男性(28)や江戸川区の自動車整備工場で作業していた男性(24)、小平市のテニスコートにいた男性が熱中症になり、病院に運ばれた。武蔵野市内でも1人が発症した疑いがある。(2005年6月26日)

続いて、シテイル形の例についてみる。1985年～2007年におけるシテイル形の比率は13%を占める。これに対して、2008年～2010年では、わずか0.06%ほどにすぎない。これも、2008年以降の容疑用法への特化による過去形への集中が原因である。次に、2007年以前の16例の一部を挙げる。なかには犯罪に関する記事もあるが、容疑用法はみられない。すべてが可能性

用法である。

- ・同局によると、羽毛掛け布団などの効能は「装着部位のこり、血行」に限って承認しているのに、テキストでは、貧血、冷え症、便秘などにも効果があるような記述があり、販売の際に使われている疑いがある。(1985年11月14日)
- ・さらに、市民団体の調査では、調整池に土砂が予測以上にたい積し、すでに計画の容量が保てなくなっている疑いがある。三百年はもつという農水省の主張は、極めて疑わしい。(1997年5月31日)
- ・昨年来、長崎、愛知両県警など不正経理疑惑を向けられた関係警察本部は全面否定や沈黙を続けている。不正経理は警察組織に広範に広がっている疑いがある。赤坂署の裁判は都道府県警察を情報公開の対象機関に含める必要を改めて示したといえる。(1997年10月10日)
- ・さらに、貯蔵槽の側面約6メートルの高さにガスバーナーで注水用の穴を開けようとした、発電所を管理する富士電機の下請け従業員島中勝則さん(40)＝愛知県春日井市藤山台3丁目＝が、逃げようとして、腰にけが。骨が折れている疑いがある。(2003年8月20日)

以上にみてきたように、「～疑いがある」の動詞のテンスは、容疑用法の場合には過去に限られるのに対して、可能性用法では、過去の場合と現在の場合がある。しかし、未来はない。このことを確認するために、動詞がスル形の例をみておこう。

2007年までのスル形の全用例は22例で、動詞の内訳は、「違反する」が11例、「反する」が4例、「触れる」が3例、「該当する」「抵触する」「逸脱する」「上る」が各1例である。以下に用例の一部を挙げる。

- ・「今度の解散は憲法に違反する疑いがある。議会史上に汚点を残す」(横山利秋＝愛知1区)「戦後の10人の首相の中で最も危険な首相。極めて独裁的。憲法無視、平和の取り決めに空洞化させる戦前体制への後戻り路線だ」(下平正一＝長野4区)(1986年6月29日)
- ・判決は、防衛問題を司法判断の外に置こうとする傾向を強めるばかりでなく、「公共性は免責理由にはならない」とした大阪空港訴訟最高裁判決の趣旨にも反する疑いがある。最高裁には入念な審理を求めたい。(1986年4月10日)
- ・中央公害対策審議会の化学物質専門委員会は28日、白アリ駆除剤として広く使われている有機塩素系殺虫剤・クロルデンについて「化学物質審査規制法で輸入や製造、使用を禁止している『特定化学物質』に該当する疑いがある。早急に指定について検討する必要がある」との評価をまとめた。(1986年8月29日)
- ・厚生労働省広島労働局(広島市中区)の職員が架空取引で多額の裏金をつくり、同僚との飲食などに使っていたことが8日わかった。出先機関である職業安定所の所長に異動した職員ら3人がかかわり、着服額は少なくとも02年までの3年間で計約2千万円に上る疑いがある。厚労省と広島労働局は不正の全容について確認作業を進めており、3人を懲戒処分したうえ業務上横領容疑などで刑事告発する方針だ。(2004年1月9日)

これらのスル形は未来を表していない。22例のすべてがそうである。これらは関係動詞であって、非時間的である。

「～疑いがある」にみられるこのようなテンスの偏りは、「～可能性がある」との違いとして重要である。「～可能性がある」では、次の例のように、動詞がスル形をとって未来に実現する可能性を表す(注3)。

- ・経産省所管の独立行政法人・製品評価技術基盤機構の調べでは、速報でエアコンが原因と分類された発煙・

発火事故は、7月は17都府県で30件起き、2人が軽いけがをした。大阪が6件で最も多く、兵庫が4件、愛知と愛媛が3件で続いた。地方別では近畿の13件が突出し、東海が5件、関東が4件で続いた。事故原因はほとんどが調査中で、数は今後増減する可能性がある。(2008年8月26日)

以上は、肯定形のテンスについてであったが、2007年度以前の否定形の例は5例しかない。シナカタが1例、シテイナカタが3例、シナイが1例である。

このうち、過去形については、肯定形と同じである。次は、主語(省略されたものもある)が被疑者であり、容疑用法の例である。

- ・奈良県立医科大(橿原市)の教授が一九九五年秋、アルツハイマー病の新薬の臨床試験(治験)をした際、治験の実施契約施設外の特別養護老人ホームで治験を行っていたことが二十一日、明らかになった。老人ホームは親族の経営で、医療設備はなく、投薬を受けた痴ほう症の老人や家族から同意を取っていなかった疑いがある。厚生省は「治験実施の基準に反する」と調査を始めた。(1997年1月22日)
- ・コクドは「西武株が上場廃止基準に抵触している」ことなどを知りながら、事実の公表前に他の会社に西武株を売却。その際、株価に著しい影響を与えるこれらの重要事実を相手に説明していなかった疑いがある。(2004年10月21日)
- ・県警の調べでは、市の担当者は、管理委託を受けた会社の管理方法を十分に確認せず、吸水口の安全確認を怠り、事故を回避する義務を怠った疑い。また会社側は社員の安全教育などを徹底していなかった疑いがある。(2006年11月3日)

ただし、これらは「～可能性がある」に置き換えることが肯定形の場合よりは自然であるようである。すべきことをしなかったという犯罪性の消極性によるのだろうか。

次は、被疑者が背景化された可能性用法である。

- ・土地などを購入して登記する際、手続きを二段階に分ける操作によって、「登記料」として納付する登録免許税を、不当に安くしている取引が相次いでいることが七日、会計検査院の調べなどで分かった。会計検査院が独自に各地の地方法務局で昨年度の登記を調べたところ、これまでの判明分だけで同様の取引が八十件近く見つかり、計一億円以上の免許税が不当に納付されなかった疑いがある。免許税の「脱税」にあたるとしてさらに調査する一方、法務省、大蔵省に対応策を要請した。日本司法書士会連合会(北野聖造会長)も、数年前からこうした事実を把握し、かかわった司法書士を注意勧告処分にするなど、指導を強めている。(1999年11月8日)

次は、シナイ形の例である。1例しかないが、注意を要する。

- ・金融監督庁は十日、証券会社に対し、顧客から預かった株券や債券、現金を会社の資産と分別して管理することを徹底させるため、証券各社を一斉ヒアリングすることを決めた。現状では、中小証券の約五十社程度が顧客資産を会社の運転資金に流用し、そうした事態の改善のメドが立たない疑いがある。今後、顧客資産流用に代わる新たな短期資金の調達が出来なければ、資金繰りが行き詰まる恐れもある。金融監督庁は、改善できなければ、「自主廃業を求めることもありうる」としている。(1998年12月11日)

シナイ形は基本的には未来を表すが、「バスが来ない」のように、「まだ実現していない」という意味では、現在を表すこともある。これを現在の例とみなすことは可能であるが、否定形につ

いては、用例が少ないため未来の例が本当にはないのか、さらに調査する必要がある。

3.3 「～疑いがある」のテンスとみとめかた

前節では、「疑い」と組み合わせる動詞のテンスやみとめかたに関する特徴をみたが、次に、「～疑いがある」自体のテンスとみとめかたについてみる。

まず、2010年までの検索では、非過去形が867例あるのに対して、「～疑いがあった」という過去形は、わずか7例しかない(注4)。そのうちの3例を挙げる。

- ・絶滅の恐れのある野生生物の国際取引を監視する組織「トラフィック」が台湾で発足した。アジアでは日本に次いで2番目。台湾は野生生物の取引を規制するワシントン条約に加盟しておらず、日本への希少種の密輸入の中継基地になっている疑いがあった。「日本にとっても、台湾に組織ができた意義は大きい」と、日本の自然保護関係者は期待している。(1991年10月13日)
- ・パキスタンの英字紙ドーンのホームページが突然、インド側で開けなくなったことがある。カシミール地方の領有争いで、印パ間の軍事緊張が高まった今年六月のことだ。「あの時はインドの利用者から、問い合わせのメールが相次いだ」と同紙編集者のハティムさん(三二)。調べると、インドの国際通信事業を事実上独占する国営プロバイダーが、インド当局の圧力で接続を妨害した疑いがあった。(1999年10月27日)
- ・同時に公表した社内調査によると、逮捕された元行員は2006～09年に審査部門で得た取引先の情報をもとに株を買収。少なくとも約1900万円の利益を上げていた疑いがあった。(2010年7月10日)

過去形の用例が少ないのは、事件や事故、不祥事などは発生・発覚した直後に報道されることが多く、過去の「疑い」を取り上げることがあまりないからであろうか。いずれにしても、「～疑いがある」では、容疑用法・可能性用法とも、「ある」が非過去形のときは現在の「疑い」を表し、過去形のときは過去の「疑い」を表す。つまり、テンス対立がある。

なお、「疑い」と組み合わせる動詞のテンスは「疑い」の存在時を基準とする相対的テンスである。上にあげた3例のうち、第一例のシテイル形は、「疑い」の存在時(過去)と同時であることを表している。また、第二、三例のシタ形・シテイタ形は、相対的過去、すなわち、「疑い」の存在時(過去)以前を表している。

続いて、「～疑いがある」にみとめかたの対立があるのかを検討する。形式的には、「～疑いはない」が「～疑いがある」の否定形であるということになる。だが、そのような用例は存在しない。「疑いはない。」を検索して得られるのは、次のようなものである。

- ・破損状況を詳しく調べた米国の航空専門家によると、「貨物室のドアが事故の原因であることに疑いはない。何かのひょうしにドアが吹き飛び、そのショックで付近の機体の一部もはぎ取られた、とみられる」という。(1989年2月26日)
- ・平和賞や文学賞は毎年、その時々々の政治とのかかわりや地域性が話題になるようだが、自然科学では今も、ノーベル賞が世界最高の栄誉であることに疑いはない。今夏、国際シンポジウム出席のため来日したグロノビッツ・ノーベル化学賞選考委員長に聞くと、五人の委員からなる選考委員会がもっとも心を砕くのは「公正さ」と「秘密保持」だという。(1996年10月7日)
- ・今回の判決を理由に救済の流れを遅らせるようなことがあってはならない。過去4件の判決をみれば、責任をとるべき時期に違いはあっても、薬害の構図に疑いはない。国と製薬会社はこれ以上争うことをやめ、患

者側と和解協議に入って全面解決をはかるべきだ。(2007年9月8日)

これらの「疑いはない」は、間違いのない真実であるという意味で使用されている。2010年までに27例あるが、すべてがこのような例である。

動詞と組み合わせる例がなく、疑いの対象がすべて「～(こと)に」で表されていること、そしてなによりも「～可能性はない」とは意味が正反対であることからわかるように、これらの「疑いはない」は「～疑いがある」に対する否定形ではない。「～疑いがある」の「疑い」はsuspectの系列であるが、「疑いはない」はdoubtの系列の「疑い」の存在を否定したものである。したがって、「～疑いがある」にはみとめかたの対立がないという結論になる(注5)。

4. おわりに

「～疑いがある」は、可能性表現のタイプとしては、表現手段の点でも(注6)、意味の点でも、大きくは、「～可能性がある」と同じタイプに属するといえるが、実際には、両者の間にはさまざまな相違点があることが明らかになった。もっとも大きな相違は、「～疑いがある」には、「悪事」に使用されるという評価的な意味特徴、未来の可能性を表せないというテンス制限、肯定形でしか使用されないというみとめかた制限があることであった。これらの意味的・文法的な特徴には、「疑う」「疑い」という単語の語彙的な特徴がみごとに反映している。未来や否定がないというのは、論理ではなく、現実世界のなかにある「疑わしさ」を出発点とする可能性の追求のしかたなのである。

なお、suspectの系列の「疑い」は、で格をとって従属接続詞としても使用されている。この用法では、「容疑」の意味に固定化されている。

- ・元警察官が、仮出所した直後に巡査を殺害して短銃を奪いサラ金の社員も射殺して金を奪った疑いで逮捕されました。警察官の短銃が犯罪の引き金となった事件でした。(1984年9月11日)

注

- 1 「疑う」と「～ではないか」との関係についての言及は藤田(2000)にもみられる。
- 2 「ありえない」の評価性については、宮崎(2014)、同(2016)、同(2018)で言及した。
- 3 服部(2016)によれば、「スル可能性」などは戦前からみられるが、「シタ可能性」「シテイル可能性」は戦前の新聞には7462例中に各1例しかないという。
- 4 「疑いがあった。」という文字列を検索。検索条件は、3. 2に示したのと同じ。
- 5 ただし、「～疑いがあるというわけではない(のではない)」のようなメタ言語的否定なら可能である。
- 6 高橋・屋久(1984)には、「～疑いがある」への言及はないが、「～恐れがある」の用例が「Ⅱ 範囲・わくぐみの中の存在」(一定の範囲・わくぐみの中に、一定の抽象的なものが存在することをあらわす)の「4場所無限定の存在」(場所の限定はしないで、あるいは「世間」とか「世の中」とか漠然とした広い範囲に、一定の属性をもった物事として存在する)の用法のなかにみえる。さまざまな「～がある」を客観的モダリティーの表現手段として体系的に記述する必要がある。

参考文献

- 高橋太郎・屋久茂子(1984)「「～が ある」の用法―(あわせて)「人がある」と「人がいる」の違い―」『国立国語研究所報告79 研究報告集5』
- 仁田義雄(1981)「可能性・蓋然性を表す擬似ムード」『国語と国文学』58-5
- 服部匡(2016)「「可能性」の意味用法の変化―大正から平成まで―」『日本語学会2016年度春季大会予稿集』
- 藤田保幸(2000)『国語引用構文の研究』和泉書院
- 益岡隆志(2007)『日本語モダリティ探究』くろしお出版
- 宮崎和人(2014)「ポテンシャルな可能・アクチュアルな可能と認識的な可能性」『岡山大学文学部紀要』62
- 宮崎和人(2016)「論理的な可能性について」『岡山大学文学部紀要』65
- 宮崎和人(2018)「分析的な表現手段の存在意義―可能性の形式をめぐって―」『形式語研究の現在』和泉書院
- 森山卓郎(2002)「可能性とその周辺―「かねない」「あり得る」「可能性がある」等の迂言的表現と「かもしれない」―」『日本語学』21-2